広報那須（５月号）
別　冊

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援対策について

那　　須　　町

（令和２年５月７日現在）

各種支援対策および担当部署・相談窓口について

【各種制度等】

○ 特別定額給付金（国）　総務課 ☎ 72-6901 … **P 3**

○ 子育て世帯への臨時特別給付金（国）　住民生活課 ☎ 72-6908 … **P 4**

○ 子育て世帯生活支援給付金（町）　住民生活課 ☎ 72-6908 … **P 4**
（児童扶養手当受給者対象）

○ 国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金　住民生活課 ☎ 72-6909 … **P 5**
（町、栃木県後期高齢者医療広域連合）

○ 緊急小口資金・総合支援資金の貸付　那須町社会福祉協議会 ☎ 72-5133 … **P 6**
（県社会福祉協議会）

○ 那須町緊急生活支援給付金（町）　保健福祉課 ☎ 72-6917 … **P 7**

○ 那須町新型コロナウイルス感染拡大防止支援金（町）　観光商工課 ☎ 72-6918 … **P 8**

○ 雇用調整助成金・持続化給付金に関する
相談センターの設置について（町）　観光商工課 ☎ 72-6918 … **P 8**

○ 事業主向け雇用維持支援金（町）　観光商工課 ☎ 72-6918 … **P 9**

○ 那須町中小企業振興資金融資制度（町）　観光商工課 ☎ 72-6918 … **P 10**

【税金・保険料・使用料等】

国税　大田原税務署 ☎ 0287-22-3115

県税　大田原県税事務所 ☎ 0287-23-4171

○ 町税等の猶予　税務課 ☎ 72-6904 … **P 11**

○ 申請による換価の猶予　税務課 ☎ 72-6904 … **P 11**

○ 町税等の減免制度、その他の税軽減制度　… **P 12**

町県民税　税務課 ☎ 72-6903

固定資産税　税務課 ☎ 72-6905

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料　税務課 ☎ 72-6936

軽自動車税　税務課 ☎ 72-6936

○ 郵送による税証明書の申請について　税務課 ☎ 72-6936 … **P 12**

○ 水道料金・下水道使用料の支払猶予（分納）、減免　上下水道課（水道） ☎ 72-6920 … **P 13**
（下水道） ☎ 72-6919 … **P 13**

○ 町営住宅及び定住促進住宅の家賃減免　ふるさと定住課 ☎ 72-6955 … **P 14**

○ 保育園等の自主休園に関する取扱い（保育料等の減免）　こども未来課 ☎ 72-6959 … **P 14**

【その他】

○ **栃木県コールセンター(新型コロナウイルス感染症に関する予防、発熱などの相談)**

☎ 0570-052-092　（２４時間、土日祝日含む）

○ **栃木県聴覚障害者ＦＡＸ相談**

FAX 028-623-3052　（平日　午前８時３０分～午後８時）

FAX 028-623-2527　（夜間・休日）

○ **栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター**

☎ 028-680-7145　（午前９時～午後５時　土日祝日含む）

○ 小学校・中学校について　学校教育課 ☎ 72-6922

○ こころの悩み相談　保健センター ☎ 72-5858

町民の皆様へ（お礼とお願い）

〇新型コロナウイルス感染症対策では、４月１６日に全都道府県を対象に「緊急事態宣言」が発令されて以来、町民の皆様には、外出の自粛や営業活動の休止など、多くのことにご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
お陰様で、本日（５月７日現在）まで、那須町からは感染者を一人も出さずに感染防止が徹底されておりますことに対しましても、重ねてお礼申し上げます。

〇今までの営業休止などにより、町の経済は、かつて経験したことがないほどに落ち込んでいます。５月下旬からは、「特別定額給付金（郵送申請方式・１人につき１０万円）」の給付が開始されます。町民の皆様には、ぜひとも、給付金の１０万円について町内で消費していただき、町経済のＶ字回復にもご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和２年５月７日

那須町長　平山 幸宏

特別定額給付金について　　担当：総務課　☎72-6901

【制度の概要】

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、基準日（令和2年4月27日）において、那須町の住民基本台帳に記録されている方に、1人につき10万円を給付します。

給付対象者	給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、那須町の住民基本台帳に記録されている方 ※外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。
申請者	申請者は、給付対象者の属する世帯の世帯主
給付金額	給付対象者1人につき10万円
給付金の申請及び給付の方法	感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下の2通りを基本とし、申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。 ①郵送申請方式 申請書に振込口座を記入し、振込口座の確認書類と本人確認書類の写しを那須町役場に郵送していただく方法です。 ※申請書類の発送は5月中旬を予定しています。 ②オンライン申請方式 マイナンバーカードを持っている方が利用できます。通知カードのみでは利用できません。 マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から振込口座情報をアップロードした上で、電子申請していただく方法です。 ※電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要です。 ※オンラインでの申請は、5月1日から受け付けしています。
申請期限	申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3カ月以内 ※8月中旬が申請期限になる予定です。
受付窓口(郵送)	総務課　定額給付金係

給付金を装った詐欺にご注意ください！

■怪しいメールや電話は無視し、個人情報を伝えてはいけません。

■町や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いしたり、給付のために手数料の振込みを求めることは絶対にありません。

子育て世帯への臨時特別給付金について　担当：住民生活課　☎72-6908

【制度の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金(一時金）を支給します。

支給対象者	令和２年４月分（３月分を含む）の児童手当の受給者
支給金額	対象児童１人につき１万円
給付の方法	町から受給対象者に案内を送付しますが、改めての申請は不要です。 給付金は、児童手当登録銀行口座等へ振り込みます。（6月中旬の予定）
問合せ	住民生活課　戸籍住民係（１階）

子育て世帯生活支援給付金（児童扶養手当受給者対象）について　担当：住民生活課　☎72-6908

【制度の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために、町独自の措置として児童扶養手当を受給する世帯に給付金を支給します。

支給対象者	児童扶養手当受給資格者（令和2年4月分受給者）
支給金額	支給対象児童１人につき１万円
給付の方法	町から支給対象者へ給付金の申請書を送付します。町に申請書が到着した分から随時、指定の銀行等口座へ振り込みます。
申請書受付期限	令和２年７月３１日（金）
申請窓口	住民生活課　戸籍住民係（１階）

国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金について　　担当：住民生活課　☎72-6909

【制度の概要】

感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等（会社等に勤めている方）に対し、仕事を休んだことにより給与が減少した場合、傷病手当金を支給します。

対象者	国民健康保険または後期高齢者医療に加入している期間において、 ① 新型コロナウイルス感染症に感染した ② 発熱等の症状があり感染が疑われた 場合に、会社等を休み給与収入が減少した方
支給の対象となる期間	労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日まで
支給額	直近の継続した３カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×３分の２×支給対象日数
適用期間	令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合は最長１年６カ月まで）
申請方法	以下の申請書を提出してください。 【国民健康保険の方】 ①国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）別記様式第59-1号 ②国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）別記様式第59-2号 ③国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）別記様式第59-3号 ④国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）別記様式第59-4号 ※申請書類は町ホームページからダウンロードできます。 【後期高齢者医療の方】 ①後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）様式第1号 ②後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）様式第2号 ③後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（事業主記入用）様式第3号 ④後期高齢者医療傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）様式第4号 ※申請書類は栃木県後期高齢者医療広域連合で様式を調整中です。 準備ができ次第、町ホームページに掲載します。
申請窓口	住民生活課　医療保険係（１階） ※郵送でも受け付けします。 ※内容を確認するため、電話で連絡する場合があります。申請書には開庁時間内に連絡が取れる電話番号を記載してください。 郵送先：〒329-3292　那須町大字寺子丙３番地１３ 那須町住民生活課医療保険係

緊急小口資金の貸付（休業された方向け）担当：那須町社会福祉協議会　☎72-5133

【制度の概要】

県社会福祉協議会では、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

対象者	休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限額	10万円以内 （世帯員に要介護者等がいる場合など、世帯の状況によっては20万円以内） ※無利子・保証人不要
据置期間	１年以内
償還期限	据置期間経過後２年以内
必要書類等	①本人の氏名・住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等） ②世帯全員の住民票の写し （マイナンバー記載不要、発行後３カ月以内、コピー不可） ③収入が減少したことが分かる書類 ④資金の振込先を確認できるもの（通帳またはキャッシュカード） ⑤銀行印
申請期限	当面は令和２年７月３１日（金）
申請窓口	那須町社会福祉協議会（ゆめプラザ那須 内）　☎７２－５１３３ ※事前に電話でお問い合わせの上来所してください。

総合支援資金の貸付（失業された方等向け）担当：那須町社会福祉協議会　☎72-5133

【制度の概要】

県社会福祉協議会では、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者	失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯
貸付上限額	・２人以上の世帯：月２０万円以内 ・単身世帯：月１５万円以内 ※貸付期間は原則３カ月以内　※無利子・保証人不要
据置期間	１年以内
償還期限	据置期間経過後１０年以内
申請窓口	那須町社会福祉協議会（ゆめプラザ那須 内）　☎７２－５１３３ ※事前に電話でお問い合わせの上来所してください。

那須町緊急生活支援給付金について（条件あり）　担当：保健福祉課　☎72-6917

【制度の概要】

町では、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急の生活支援として、１世帯あたり５万円を支給します。

対象者	令和2年3月25日以降に、栃木県社会福祉協議会が実施する「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を申請し、受けられた方
支給額	5万円（1回限り）
受取方法	口座振込
申請方法	上記貸付の申請の際（受付：那須町社会福祉協議会）、給付金申請書を記入し提出してください。 ※3月25日以降、すでに貸付を申請し、受けている方には給付金申請書を郵送しますので、那須町役場保健福祉課あてに返送してください。 郵送先：〒329-3292　那須町大字寺子丙３番地１３ 那須町保健福祉課福祉係
申請期限	緊急小口資金等の受付期間と同じ（当面は令和２年７月３１日）
申請窓口	那須町社会福祉協議会（ゆめプラザ那須 内）　☎７２－５１３３

那須町新型コロナウイルス感染拡大防止支援金について　担当：観光商工課　☎72-6918

【制度の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、栃木県及び那須町からの要請により営業を自粛した事業者に対して、期間に応じた支援金を支給します。

対象者	那須町内に事業所を有し、栃木県緊急事態措置に基づき栃木県から休業要請又は休業協力依頼のあった施設及び、那須町から営業自粛要請のあった事業を営む事業者
支給対象となる休業した施設	栃木県緊急事態措置に基づき休業要請・依頼のあった施設のほか、宿泊施設又はこれに類する施設、飲食業等の食事を提供する施設、土産物販売等を行う施設
休業対象期間及び支援金の額(どちらか一方のみ)	令和2年4月29日（水）から令和2年5月6日（水）まで　10万円
	令和2年5月2日（土）から令和2年5月6日（水）まで　　5万円
申請期間	令和2年5月8日（金）から令和2年11月13日（金）まで
申請書類等	町ホームページからダウンロードできます。役場・各支所にも配置します。 ※申請は原則郵送とします。 ※添付資料として、張り紙や看板など休業の様子の分かる店舗の写真などを提出してください。 郵送先：〒329-3292　那須町大字寺子丙３番地１３ 那須町観光商工課商工係
備考	本支援金は、栃木県が実施する新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給と重複して受けることができます。

緊急経済対策相談センター（電話相談）の設置について　　担当：観光商工課　☎72-6918

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経済上の理由により急激な事業活動の減少を余儀なくされた中小企業者の方に対し、国の雇用調整助成金及び持続化給付金に関するコールセンターを設置します。

対象者	那須町に事業所を有する事業主等
開設期間	令和2年5月11日(月)～令和2年6月30日（火） 平日　午前10時～午後3時
電話番号	☎０５７０－００－４８６４
備考	通話料金は相談者の負担となります。

緊急経済対策相談センター（相談窓口）の設置について　担当：観光商工課　☎72-6918

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経済上の理由により急激な事業活動の減少を余儀なくされた中小企業者の方に対し、専門家による国の雇用調整助成金及び持続化給付金に関する相談窓口（無料・完全予約制）を設置します。

対象者	那須町に事業所を有する事業主等で、雇用調整助成金及び持続化給付金の申請を検討している方
開設期間	令和2年5月12日～令和2年6月30日のうち、5月中の火曜日と木曜日 6月中の月曜・火曜・木曜日 午前10時～12時、午後1時～午後3時（土日祝日除く）
会場 （住所）	ゆめプラザ那須　会議室３ （那須町大字寺子乙２５６６－１）
利用方法	完全予約制となりますので、電話予約の上、当日は時間までに会場へお越しください。なお、相談時間は当日の相談状況により若干前後する場合がありますので、予めご了承ください。
利用料金	無料
予約方法	予約受付時間：午前10時～午後3時（土日祝日除く） ☎０５７０－００－４８６４
備考	本窓口は国の雇用調整助成金及び持続化給付金の相談を行います。 実際の申請を社会保険労務士等に委託する場合、別途費用がかかりますのでご注意ください。

事業主向け雇用維持支援金について　　担当：観光商工課　☎72-6918

【制度の概要】

国が実施する雇用調整助成金制度を申請した事業者に対し、給付金申請総額の10%を支援金として交付します。

対象者	町内に事業所を有し、雇用調整助成金を申請した事業主
給付要件	令和2年4月1日～令和2年6月30日の間に、雇用調整助成金を申請し、支給を受けること
支給額	雇用調整助成金給付金交付額の10% （補助金上限額：120万円）
申請期間	現在準備中のため、決まり次第町ホームページ及び広報誌等でお知らせします。
申請書類等	現在準備中のため、決まり次第町ホームページ及び広報誌等でお知らせします。
申請窓口	観光商工課　商工係（２階）

那須町中小企業振興資金融資制度について　担当：観光商工課　☎72-6918

【制度の概要】

町内の中小企業者が、事業に必要な資金調達を容易にするために設けられている制度です。

資　金	融資限度額	融資期間	融資利率
運転資金	１，５００万円	３年以内	1.60%
		５年以内	2.00%
設備資金	１，８００万円	５年以内	2.00%
		７年以内	2.20%
緊急景気対策特別資金	１，０００万円	５年以内	1.10%
保証人	法人においては代表者・個人においては不要		

・緊急景気対策特別資金は運転資金となり、返済方法については月賦返済のみとなります。
・返済中の残額があっても、融資限度額の範囲内において融資を受けることができます。
・設備資金は6カ月以内の据え置きができます。
・運転資金は返済残が10分の3以内の場合、借り換えすることができます。
・規則に定める融資期間に加えて、3年を限度として取扱金融機関及び栃木県信用保証協会双方が認めた期間において融資期間を延長することができます。
・責任共有制度と責任共有制度外の融資利率は同率となります。

取扱金融機関	足利銀行、大田原信用金庫、那須信用組合
融資を受ける者の要件	町内で1年以上引き続き事業を営む中小企業者で、町税を完納している方その他、資金要件を満たす方（栃木県信用保証協会が保証できる方） ※緊急景気対策特別資金には別に定めがあります。
利子補給補助	本制度を利用した1件の融資につき、貸付実行後に町から１％以内の利子補給補助金を受けることができます。 ※緊急景気対策特別資金については、次年度に融資残高がある場合にはさらに1%以内の利子補給補助金を受けることができます。
信用保証料補助	融資の際、栃木県信用保証協会に対する信用保証料が発生しますが、町から保証料相当分の補助を受けることができます。
備考	本制度については、今後条件等が変更される場合があります。 詳細は観光商工課（☎７２－６９１８）のほか、下記のお問い合わせ先までご相談ください。
相談・申込み	◎足利銀行黒田原支店　☎72-1211　◎那須信用組合黒田原支店☎72-1331 ◎足利銀行黒磯支店　☎62-1631　◎那須信用組合黒磯支店　☎62-0247 ◎大田原信用金庫黒田原支店☎72-1131　◎那須町商工会　☎72-0231 ◎大田原信用金庫黒磯支店　☎62-0678　◎那須町役場観光商工課　☎72-6918

町税等の猶予について　　担当：税務課　☎72-6904

【制度の概要】

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、１年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。また、担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することもできます。

対象者	次の①②のどちらも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象です。 ①新型コロナウイルスの影響により、令和２年2 月以降の任意の期間（１カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していること ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること
対象となる税	令和２年２月１日から同３年１月３１日までに納期限が到来する税および保険料が対象となります。また、これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。
申請方法	関係法令の施行から２カ月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のどちらか遅い日までに申請が必要です。原則として、申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出することとしますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。
申請・問合せ	税務課　収税係　☎７２－６９０４

申請による換価の猶予について　　担当：税務課　☎72-6904

【制度の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税等を一時に納付することができない場合、申請よる換価の猶予制度があります。詳しい申請方法は、お電話でお問い合わせください。

申請・問合せ	税務課　収税係　☎７２－６９０４

町税等の減免制度について

【制度の概要】

国において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、令和３年度課税の１年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を、２分の１またはゼロとする措置が創設されました。あわせて、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料についても、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対して減免の措置が創設されました。詳しい内容や手続きが分かり次第、町ホームページや広報紙でお知らせします。

申請・問合せ	○固定資産　税資産税係　☎７２－６９０５ ○町県民税　町民税係　☎７２－６９０３ ○国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料　庶務諸税係 ☎７２－６９３６

その他の税軽減制度について

【制度の概要】

自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を１％分軽減する特例措置の適用期限を６カ月延長し、令和３年３月31 日までに取得したものが対象となるほか、住宅ローン控除の適用の弾力化や耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化、イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除などが創設されました。詳しい内容や手続きについては、町ホームページや広報紙でお知らせします。

申請・問合せ	税務課　町民税係　☎７２－６９０３ 庶務諸税係　☎７２－６９３６

郵送による税証明書の申請について　　担当：税務課　☎72-6936

【制度の概要】

税証明書の発行等については、一部の手続きを除き郵送で申請ができますので、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から利用の検討をお願いします。詳しくは、町ホームページをご覧いただくか、電話でお問い合わせください。

〔郵送で取得できる主な税証明書〕

納税証明書（一般、法人町民税）、住民税課税証明書・非課税証明書、住民税決定証明書、固定資産公課証明書、固定資産評価証明書、固定資産所在証明書、固定資産名寄帳（写し）、事業所所在証明書、閲覧申請書（地籍集成図等）、固定資産評価通知書、車検用納税証明書、所得証明書（一般、児童手当）ほか

郵送先：〒329-3292　那須町大字寺子丙３番地１３
那須町税務課庶務諸税係

※住民税決定証明書および所得証明書（一般）は、マイナンバーカードでコンビニエンスストアでも取得できます。

申請・問合せ	税務課　庶務諸税係　☎７２－６９３６

水道料金・下水道使用料の支払猶予(分納)について　　担当：上下水道課　☎72-6920　☎72-6919

【制度の概要】

相談の上、水道料金・下水道使用料の支払いを猶予または分納とします。

対象者	新型コロナウィルス感染症に係る経済的な影響により、水道料金・下水道使用料の納付が困難となった個人または事業者
手続き方法	お電話でご相談ください。納付計画の相談や提出書類等の案内をします。 ※基本的に窓口での相談等は推奨していませんが、事業者の方などで、書類等を持ち込んで詳細な納付計画を作成したい場合は、その旨を電話でお知らせください。
相談窓口	〒329-3215　那須町大字寺子乙3967番地184 那須町上下水道課 （水道）☎７２－６９２０　（下水道）☎７２－６９１９ （ＦＡＸ）７２－６７２７

水道料金・下水道使用料の減免について　　担当：上下水道課　☎72-6920　☎72-6919

【制度の概要】

水道料金・下水道使用料の超過料金を２分の１にします。

対象者	町内にて水道用途が営業用で開栓しており、かつ栃木県の要請・協力依頼に応じ、4月28日から5月6日までの期間、自主的に休業等を行った事業者
手続き方法	郵送またはファクシミリにより、水道事業納付金減免申請書および休業したことが分かる書類を那須町上下水道課まで提出してください。 （休業したことが分かる書類の例） 4月28日～5月6日の期間の予約帳、 休業を告知するホームページ・ＳＮＳ・ポスターの写し等 下水道を利用している方は、あわせて下水道料金減免申請書を提出してください。 ※申請書は町ホームページからダウンロードできます。 ※インターネット環境のない方は、申請書をファクシミリで送付しますので、お問い合わせください。 ※感染防止の観点から、窓口での申請の受付はできませんので、来庁はご遠慮ください。
相談窓口	〒329-3215　那須町大字寺子乙3967番地184 那須町上下水道課 （水道）☎７２－６９２０　（下水道）☎７２－６９１９ （ＦＡＸ）７２－６７２７

町営住宅及び定住促進住宅の家賃減免について　担当：ふるさと定住課　☎72-6955

【制度の概要】

新型コロナウイルスの影響により、世帯の合計所得が１０％以上減少した町営住宅及び定住促進住宅に居住する方の家賃の減免を実施します。

対象者	新型コロナウイルスの影響により世帯の合計所得が１０％以上減少した町営住宅及び定住促進住宅に居住する方
給付要件	①新型コロナウイルスの影響により世帯の合計所得が１０％以上減少していること ②世帯全員の合計所得が減ったことが分かる書類を提出できること ※年金所得のみの方、住宅扶助を受給している方、正当な理由なく家賃を2カ月以上滞納している方は家賃減免の対象になりません。
減免額	所得の減少に応じて、現在の家賃から２０％～５０％の範囲で減免
減免期間	始　め：世帯の合計所得が１０％以上減少したことを町が確認した月分 終わり：令和３年３月３１日 ※収入状況が回復した方は速やかに申し出てください。
申請書類	①減免申請書 ②世帯全員の新型コロナウイルスの影響前と影響後の所得がわかる書類（給与明細や売上帳簿等） ※申請書類については町ホームページからダウンロードできます。
申請窓口	ふるさと定住課　住宅政策係（２階）

保育園等の自主休園に関する取扱いについて　担当：こども未来課　☎72-6959

【制度の概要】

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、町からの自主休園の要請に基づき、園児が自主休園した場合、日割りで利用者負担額（保育料）等を減免します。

対象者	自主休園の要請に基づき、自主休園した園児の保護者
対象施設	町内外の保育園、幼稚園、認定こども園等
対象期間	令和2年4月13日から令和2年5月30日まで
利用者負担額（保育料） （3号認定：0～2歳児クラス）	月額利用者負担額（保育料）×登園日数÷25　（10円未満切捨て） ※後日還付します。
副食費 （1、2号認定：3～5歳児クラス）	①町内公立保育園　副食費（4,500円）×登園日数÷25 ②その他の施設　　施設ごとに給食費等の取扱いや減免方法が異なりますので、各施設にお問い合わせください。
申請書類	自主休園申出書 ※申請書類については町ホームページからダウンロードできます。
申請窓口	各利用施設